

多摩児相フォスタリング機関事業の検証結果

多摩児童相談所において令和2年10月から導入したフォスタリング機関事業における主な実績は下記のとおりである。

リクルート

- 一つの児相管内でリクルート活動を行う専任職員を配置することにより、地域に根差した支援を積極的に行っている。
- 令和3年3月以降、毎週オンラインによる説明会を開催しているほか、月に1回里親制度説明会を開催している。
- 多摩児相フォスタリング専用のホームページを設けることにより、里親希望者からのメールによる相談受付も開始した。こうした取組により問合せ数を増やしており、これらの取組に関して、里親からの評価も高い。

【里親希望者からの問合せ数】

令和2年10月フォスタリング開始

令和2年度				令和3年度
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期
3件	4件	6件	6件	15件

【里親希望者面接実施件数】

令和2年10月フォスタリング開始

令和2年度				令和3年度
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期
4件	4件	4件	6件	6件

研修

- 令和2年10月以降、児童養護施設二葉学園を会場として、多摩児相管内の里親のみを対象として研修を実施している。身近な会場で研修を受講できることについて、里親の評価も高い。小規模な開催であり、児童相談所やフォスタリング機関と各里親家庭との距離が近く、互いのことを知る機会になっている。
- グループワークは里親の希望に沿ったものを設定するなど、一部の科目では柔軟な対応も可能としている。

【令和2年度(10月以降)里親研修開催実績】

研修名(開催回数)	各回の参加家庭数
認定前研修(2回)	2家庭、5家庭
登録後研修(1回)	2家庭
登録更新時研修(2回)	2家庭、8家庭
乳児委託研修(1回)	7家庭(感染防止のため動画配信対応)

委託児童への支援

- 実親交流について、フォスタリングの拠点である施設の活用により、着実な支援を行っている。これについて多摩児童相談所の職員の評価も高い。
- リクルート事業において構築したLINEシステムを活用し、自立支援相談員が元委託児童との連絡にLINEを活用。連絡が途絶えがちな元委託児童に対するアフターケアにつなげている。
- 自立支援強化事業として、二葉学園の施設を活用し、委託児童の自立に向けた勉強会「多摩フォスcafe」を定期的に毎回テーマを設けて開催している。



目的

子供の最善の利益を守るため、里親子や児童相談所から意見を聴く仕組みを構築する。

業務フロー

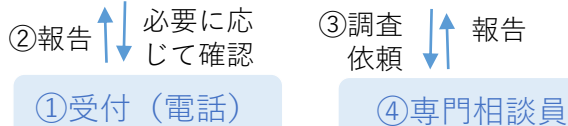
- 1 電話による相談受理
- 2 専門相談員による聴き取り（里親、児童相談所、児童）
- 3 聴き取り内容の報告、調整方針の決定
- 4 里親・児童相談所との調整
- 5 児童福祉審議会での審議

※「調整」とは、申し出内容の適・不適等の判断を伴うものではなく、当事者の合意点を見出す趣旨

＜ 児童福祉審議会 ＞

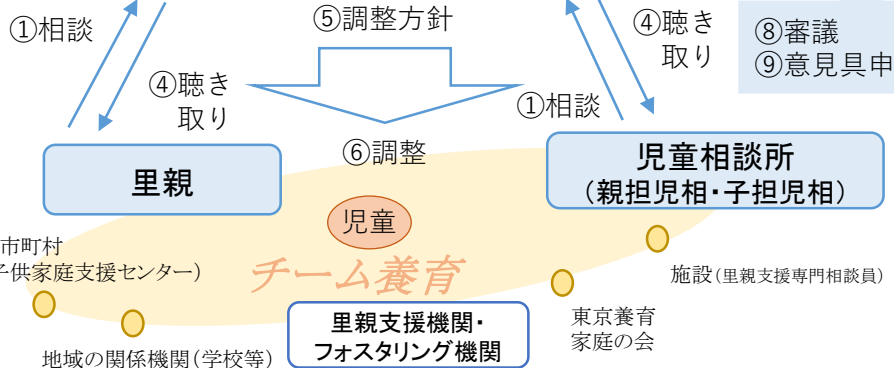
里親養育専門相談事業

事務局



⑦当事者が望む場合、調整状況等を報告

子供権利擁護部会に
おける審議



制度概要

＜前提＞

児童相談所の措置権を拘束するものではないが、児童福祉法の理念に則り、里親と児相の意見の調整に努めるものとする。

＜対象案件＞

チーム養育の中で調整ができなかった案件で、里親や児童相談所が第三者の関与のもと、子供の利益のために、今後の養育のあり方を検討したいと考えるケース

＜申し出者＞

里親及び児童相談所
意見の聴き取りについては、原則として委託児童も対象とする。

＜申し出の時期＞

原則として児童の受託中に相談することとし、措置解除後については、解除後半年間までを本仕組みの対象とする。
※措置解除等に関する場合は、措置解除等の前に本仕組みを活用することが効果的

＜児福審との関係＞

児福審子供権利擁護部会の相談窓口として位置づけ、児相長に対し、意見具申を行う。
なお、里親に対しては、意見具申の内容を伝達する。

令和3年7月1日より事業開始

➤ 弁護士2名、公認心理士3名の専門相談員により運営開始

令和3年10月11日
福祉保健局

企業と連携し、里親の普及啓発を行います！

～ 子供を迎え、一緒に暮らす。意外と知らない里親制度 ～

親の病気や虐待などの様々な理由により、親と一緒に暮らすことのできない子供が、都内には約4,000人います。そのような子供を家庭に迎え入れて、家庭的な環境で育てているのが「里親」です。

東京都では、里親が地域の中で子育てをすることがごく普通のこととして受け入れられる社会となるよう、普及啓発に取り組んでいます。特に、10月・11月を「里親月間」とし、この期間を中心に様々な取組を行っています。

この度、より多くの方に里親制度について知っていただくため、包括連携協定を締結する企業と連携し、里親の普及啓発に取り組みますので、お知らせします。

1 連携先企業

東京都と包括連携協定（※）を締結している企業10社（協定締結順に記載）

- ・第一生命保険株式会社
- ・住友生命保険相互会社
- ・三井住友海上火災保険株式会社
- ・東京海上日動火災保険株式会社
- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・株式会社JTB
- ・日本生命保険相互会社
- ・Facebook Japan 株式会社

※包括連携協定（ワイドコラボ協定）：東京都が、企業等と複数の政策分野にまたがって包括的・横断的な連携・協力を行っていくことを目的として締結している協定です。

2 実施内容

各企業が社内でポスターの掲示やリーフレットの配布、動画放映などにより、社員に対する里親制度の普及啓発を行います。また、生命保険各社では、顧客等に対し、里親制度の周知を図るチラシを配布します。

3 実施期間 令和3年10月12日（火曜日）から11月30日（火曜日）まで



東京都里親制度普及啓発キャラクター
「さとぺん・ファミリー」

キャラクターに込められた思い

ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れて協力してヒナを守り、子育てをします。ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育てをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いを込めています。

問合せ先

福祉保健局少子社会対策部育成支援課 榎本・室

電話 03-5320-4120（直通） 内線 32-610、32-631

都における現状

- 都の児童福祉司等は、国の政令に基づく配置基準に対し大幅に不足している。
- 人事委員会採用・局採用いずれにおいても選考申込者数が減少傾向となっており、優秀な人材が確保できていない

魅力ある人材確保策が必要

児童相談所における人材確保策

- 1 児童相談所職員の増員** ※（ ）内は定数
児童福祉司を36名（386名）、児童心理司を23名増員（187名）
➤ 児童相談所の体制強化
- 2 採用活動担当の専任チームの新設**
児童相談センターに採用活動を担当する専任チームを新たに設置し、児童相談所OBが大学訪問等実施
➤ 優秀な人材を着実に確保
- 3 訴求効果の高い情報発信**
 - (1) 児童相談所職員専用採用ホームページの開設
応募者との双方向のやり取り、動画等多様なコンテンツを用いた情報発信
➤ 応募につながる可能性の高い候補者への確実なアプローチを実施
 - (2) 児童相談所職員採用向け広報動画等を作成
児童相談所職員としてのやりがいや魅力等について、訴求力のある広報媒体の作成
➤ 児童相談所で働くことに注目・認知してもらい、応募意欲を醸成する広報活動を実施
- 4 児童相談所職員のための民間アパート等の借り上げ**
都が民間アパート等を借り上げ（原則5年間入居可能）
➤ 若手職員の確保・定着を推進

